

## 複数年にわたる労働集約型の委託契約における賃金変動を反映した契約変更について

複数年にわたる委託契約では、契約期間中に賃金水準が変動するリスクがありますが、現行制度では入札参加者はそれを予見して応札することとされ、契約金額の変更を行っていません。

しかし、近年、神奈川労働局が定める最低賃金は毎年 2% 以上と大幅に上昇していることから、人件費の割合が高い委託契約では、通常合理的とみなされる変動範囲を超えており、また、履行の質に影響が生じるおそれもあると考えられます。

そこで、すでに工事契約で採用されている「全体スライド条項」を準用し、複数年にわたる労働集約型の委託契約に導入して、賃金等の変動が一定の水準を超えた場合、契約金額を変更できるように見直し、平成 30 年度に新たに契約を締結するものから実施します。

### 【参考】工事契約の「全体スライド条項」

全体スライド条項は、契約締結日から 1 年経過後の未履行分について、最新の労務単価等で計算し直し、当初契約額からの変動額が合理的な範囲を超えた場合、契約当事者からの請求により、その金額を変更するものです。合理的な範囲（請求者負担分）は、昭和 56 年に中央建設業審議会が、最低限度の利益の確保等を考慮し「未履行分の契約金額の 1.5%」と定め、1.5% を超えた金額を変更しています。

この「全体スライド条項」は、国や地方公共団体が発注する工事契約において、広く採用されています。

## 1 適用対象契約

複数年にわたる人件費の割合が高い委託契約で、次の契約を対象とします。

- (1) 「横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第 2 条第 2 号イ及びウに該当する契約（ただし、複写サービス及び熱供給サービスを除く）

イ 契約の相手方が役務の提供に係る業務に習熟することに一定の期間を要するもの（施設運転管理保守、窓口案内業務等）  
ウ 翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼす恐れのあるもの（建物管理、警備業務、給食等）

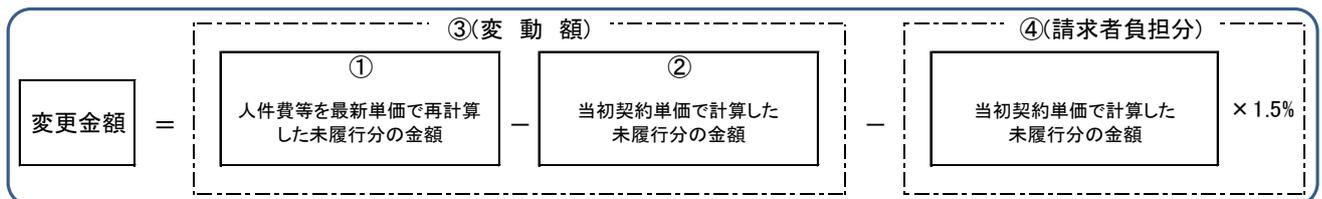
- (2) (1) と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約

※ 対象契約数：100 件程度（約 30 件/年）

## 2 契約金額の変更の考え方

契約締結から 1 年経過後に、①人件費・物品費等、すべての経費を最新の労務単価等に置き換え再計算した未履行分の金額 から、②当初契約単価で計算した未履行分の金額 を差し引き、③変動額 を算出します。この③変動額 から④当初契約単価で計算した未履行分の金額 に 1.5% を乗じた請求者負担分 を差し引いた金額を 変更金額 とします。

なお、労務単価等がない場合は、最低賃金や消費者物価指数の変動率を反映させ、再計算します。



## 3 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に、新たに契約を締結するものから適用します。

契約変更は 1 年経過後からのため、平成 31 年度から実施予定です。